

総合戦略特別委員会の設置に関する決議（案）

1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、7名以内の委員からなる総合戦略特別委員会を設置する。

2 調査事項

三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて検討している事項の取り組み状況並びに策定後の進捗状況について調査する。

3 調査期限

総合戦略特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査検討を行うことができる。

以上、決議する。

平成27年11月27日

兵庫県三田市議会